ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2015 年 12 月 14 日

# AMT CHINA LEGAL UPDATE

## CONTENTS


### Ⅰ　Lawyer's Eye

事業者結合の届出義務不履行の処罰事例について

北京オフィス顧問　安　然/弁護士　横井　傑

### Ⅱ　中国法令アップデート

- 最高人民法院による「中華人民共和国刑法修正案（九）」における時間的効力問題に関する解釈
- 中華人民共和国種子法
- 全国人民代表大会常務委員会による国務院への一部地域における薬品流通許可保有者制度の試行展開の授権及び関連問題に関する決定
- 「インターネットサービス取引の健全な発展の促進及びインターネットサービス取引行為の規範化に関する意見」の公開意見募集に関する公告
- 国家工商行政管理総局によるインターネット市場監督管理の強化に関する意見
- 商務部･外貨管理局による外商投資不動産届出業務の更なる改善に関する通知
- 国家安全監督管理局による安全生産監督管理におけるランダム抜き取り検査実施方案の公布に関する通知

### Ⅲ　中国万感

中国の厄年～「本命年」～　　　弁護士　中川　裕茂


© Anderson Mori & Tomotsune

# Ⅰ　Lawyer's Eye

北京オフィス顧問　安　然
弁護士　横井　傑

## 事業者結合の届出義務不履行の処罰事例について

2015 年 9 月 29 日、中国の事業者結合届出の主管部門である商務部のウェブサイトに、事業者結合の届出義務不履行事件に関する行政処罰決定書が 4 件公表された。これまで商務部によって公表された届出義務不履行の処罰事例は、2014 年 12 月 2 日公表の 1 件のみであったため、商務部の届出義務不履行に対する取り扱いはよくわからない部分も多かったが、今回の公表によりある程度の実務の傾向をつかむことができる。

本稿では、これらの処罰事例に基づき、中国での届出義務不履行に対する処罰の実態を解説してみたい。

### Ⅰ　届出義務不履行に対する処罰の法制度

「独占禁止法」第 48 条及び「法に基づき届出を行っていない事業者結合の調査処理に関する暫定弁法」(「暫定弁法」)第 13 条は、事業者結合にあたって届出義務があるものの届出を行なわずに取引を実施した届出義務者に対し、50 万人民元以下の過料と以下の措置を命じられる旨規定している。

（1）　結合の実施を停止すること
（2）　一定期間内に株式又は資産を処分すること
（3）　一定期間内に事業を譲渡すること
（4）　結合の前の状態を回復するためにその他の必要な措置

また、独占禁止法第 38 条ないし 45 条及び暫定弁法は、届出義務不履行の疑いのある行為に対する調査の方法や手続きを定めている。

### Ⅱ　公表された処罰事例

これまでに公表された届出義務不履行の処罰事例 5 件の概要は、以下のとおりである。

なお、商務部は、届出義務を履行しなかった事業者に対して処罰を科す際に、処罰決定を公表することができるが公表の義務は負わない。よって、以下の 5 件以外にこれまでに商務部が調査を行った又は処罰を決定した事件がある可能性も十分にあることにご留意いただきたい。

| | 処罰対象者（届出義務者） | 立件日～公告日 | 事案 | 処罰金金額（人民元） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 紫光集団有限公司（「紫光」） | 2014/8/12～2014/12/2 | 【対象取引】紫光（中国資本企業）による対象会社（中国資本企業）の全株式の買収<br>【違反事実】<br>・ 2013 年 11 月 11 日に買収契約を締結、2014 年 7 月 18 日に買収完了。<br>・ 届出基準に達しているものの届出を行なわずに買収を実施した。<br>【発覚の経緯】記載なし | 30 万 |

© Anderson Mori & Tomotsune

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 福建省電子信息(集団)有限責任公司(「福電」) | 2014/12/15～2015/9/16 | 【対象取引】福電(中国国有企業)による対象会社(中国資本企業)の一部持分の買収<br>【違反事実】<br>・ 2014 年 7 月 16 日に持分譲渡契約を締結、7 月中に対象会社の 35%の持分を取得(第 1 段階)。<br>・ 2014 年 7 月 31 日、福電の間接子会社により対象会社の 100%の持分を買収する契約書を締結(第 2 段階)、これにつき、同年 8 月 12 日に当該子会社が商務部に対して届出を行った。<br>・ 第 1 段階の取引が支配権の取得に該当し、かつ届出基準に達しているものの、届出を行なわずに取引を実施した。<br>【発覚の経緯】第 2 段階の取引に関する届出の簡易案件開示中に第三者より摘発。 | 15 万 |
| 3 | 百視通新媒体股分有限公司(「百視通」)<br><br>マイクロソフトコーポレーション(「Microsoft」) | 2015/1/6～2015/9/16 | 【対象取引】百視通(中国上場企業)と Microsoft(外国企業)による中国における合弁企業の設立<br>【違反事実】<br>・ 2013 年 9 月 17 日に合弁契約を締結。<br>・ 2013 年 10 月 1 日に合弁会社の営業許可証発行。<br>・ 当該合弁会社の設立が結合に該当し、かつ届出基準に達しているものの、届出を行なわずに合弁企業を設立した。<br>【発覚の経緯】告発(2014 年 6 月)。<br>【その他】告発後に事後届出を行い、商務部の調査に積極的に協力した。 | 百視通:20 万<br><br>Microsoft:20 万 |
| 4 | 南車南京浦鎮車両有限公司(「南車」)<br><br>ボンバルディア･トランスポーテーションスウェーデン AB(「Bombardier」) | 2015/3/3～2015/9/16 | 【対象取引】南車(中国国有企業)と Bombardier(外国企業)による中国における合弁企業の設立<br>【違反事実】<br>・ 2014 年 11 月 3 日に合弁契約を締結。<br>・ 2014 年 11 月 11 日に合弁会社の営業許可証発行。<br>・ 当該合弁会社の設立が結合に該当し、かつ届出基準に達しているものの、届出を行なわずに合弁企業を設立した。<br>【発覚の経緯】事後届出(2014 年 12 月 29 日)<br>【その他】自ら事後届出を行い、商務部の調査に積極的に協力した。 | 南車:15 万<br><br>Bombardier:15 万 |
| 5 | 上海復星医薬産業発展有限公司(「復星」) | 2015/3/16～2015/9/16 | 【対象取引】復星(中国資本企業)による対象会社(中外合弁企業)の一部持分の買収<br>【違反事実】<br>・ 2014 年 12 月、対象会社の 65%の持分買収につき商務部に事前相談。<br>・ 事前相談の進行中に対象会社の 35%の持分買収を実行。<br>・ 35%の持分買収が結合に該当し、かつ届出基準に達しているものの、届出を行なわずに買収を実施した。<br>【発覚の経緯】事前相談 | 20 万 |

© Anderson Mori & Tomotsune

## Ⅲ　分析

（1）調査期間
「暫定弁法」によれば、届出義務不履行事件の調査は以下の日程で進められ、調査期間は法令上最長で10ヶ月と規定されている。一方、これまでに公表された処罰事例では、立件日から公告日までに 4 ヶ月ないし 9 ヶ月の期間がかかっている。

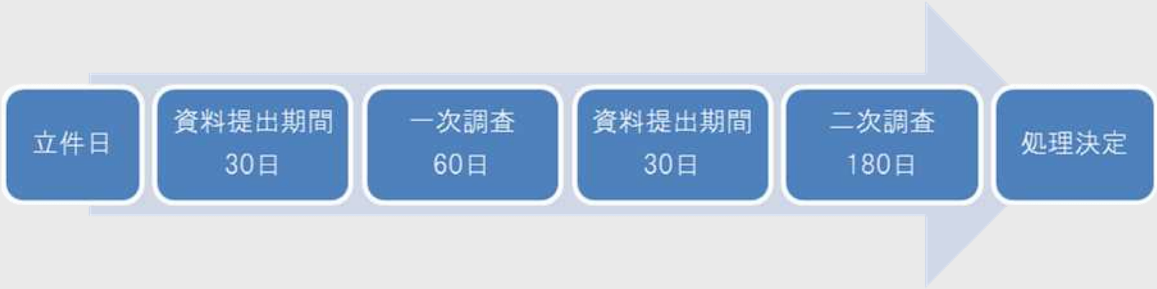


（2）調査協力の課徴金への影響の有無
独占禁止法及び暫定弁法によれば、事業者は、届出義務不履行の疑いで調査された場合、その調査を拒否してはならず、また商務部に対して関連資料と情報を提出する義務がある。また、カルテルの場合とは異なり、届出義務不履行に関しては、法令上、調査への協力による課徴金減免制度は存在しない。
公表された処罰事例のうち、百視通の件（上記Ⅱ3）と南車の件（上記Ⅱ4）の各行政処罰決定書では、当事者が商務部の調査に積極的に協力したとの記載があえてなされているが、これら 2 件の課徴金の金額が他の事例と比べてとりわけ低いとの事実はない。
したがって、調査協力を積極的にした場合に実務上課徴金の金額が有利になるという事情は、現状見受けられない。

（3）処罰内容
これまでに公表された処罰事例では、処罰の内容はいずれも課徴金の賦課に止まり、取引の停止や資産・事業の処分等の命令はなされていない。これは、公表された処罰事例のいずれにおいても、調査対象取引が競争を排除・制限する効果がないと評価されたためと推測できる。

（4）行政処罰決定書の記載
公表された行政処罰決定書は、2014 年 12 月公表分と 2015 年 9 月公表分で形式が若干異なる。
2014 年の処罰決定では、取引に参加した会社の前年度の全世界・中国での売上高が記載されているが、2015 年の決定では売上高の数値は「略」と表記され、伏せられている。したがって、今後も 2015 年 9 月公表分の形式に準じて公表されるのであれば、万が一処罰対象となっても対象事業の売上高が公表されずに済むこととなる。
なお、一方で、2014 年 12 月公表分では違反発覚の経緯について公表されていなかったが、2015 年 9 月公表分ではこれが公表されている。

## Ⅳ　まとめ

上述のように、合併や持分買収等にあたって中国での届出義務があるにも拘らずこれを履行しなかった場合、後日の他の取引に関する届出や第三者の告発により商務部の調査を受ける可能性がある。調査が開始した場合、調査期間は数ヶ月から一年にわたり、調査対象者は調査協力義務があるため、届出にかかる以上に膨大な時間とコストを費やすこととなる。

© Anderson Mori & Tomotsune

調査対応のコストや届出義務不履行と判断された場合の処罰リスクを考慮すれば、合併や持分買収を実行する場合、中国での届出義務の有無を慎重に検討したうえで、義務がある場合にはこれを厳密に履行すべきである。

© Anderson Mori & Tomotsune

# Ⅱ　中国法令アップデート

弁護士　若林 耕
弁護士　濱本 浩平
弁護士　横 井　 傑
弁護士　唐沢 晃平
上海オフィス顧問　繆　媛媛
上海オフィス顧問　鄧　翌雲

## 最新中国法令の解説

**＜刑法＞**

**最高人民法院による「中華人民共和国刑法修正案（九）」における時間的効力問題に関する解釈**

［ポイント］本解釈は、2015 年 11 月 1 日に刑法が 4 年半ぶりに改正されたのを受け（中華人民共和国刑法修正案（九）、同刑法改正については 2015 年 9 月 18 日付け AMT CHINA LEGAL UPDATE 参照）、改正刑法の施行日を前後して行われた犯罪行為等について改正前・改正後のいずれの刑法を適用するかを示した司法解釈である。
2015 年 10 月 29 日公布、2015 年 11 月 1 日施行（法釈[2015]19 号）
［原文］最高人民法院关于《中华人民共和国刑法修正案（九）》时间效力问题的解释

**＜知的財産＞**

**中華人民共和国種子法**

［ポイント］種子法が、2013 年の改正以来 2 年ぶりに改正された。新品種の保護に関する章が新設されて植物新品種権にかかる条項（制度、対象、管理機構その他）が大幅に追加され、罰則も大幅に具体化・厳罰化されている。権利の規範化が進み、新たな開発・改良等を一層推進するための改正傾向がみてとれるほか、一方で監督管理を強化する近年の傾向に沿った改正もなされているといえる。
2015 年 11 月 4 日公布、2016 年 1 月 1 日施行（中華人民共和国主席令第三十五号）
［原文］中华人民共和国种子法

**＜医薬品＞**

**全国人民代表大会常務委員会による国務院への一部地域における薬品流通許可保有者制度の試行展開の授権及び関連問題に関する決定**

［ポイント］本決定は、医薬品の審査認可制度改革を推し進め、医薬品の開発・品質向上を促進するため、①従来は薬品製造企業にしか許されていなかった医薬品の流通認可の取得を、試験的に医薬品の研究開発機構及び研究者に対しても認め（試験地域は北京市、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、四川省の 10 直轄市・省）、②また医薬品の品質向上のため、医薬品について遵守すべき品質標準の概要を示すものである。①の試行期間は 3 年間で、国家食品薬品監督管理総局（CFDA）が具体的な細則を起草することとなっており、②についても CFDA が国家薬品標準を改正することとなっている。
2015 年 11 月 5 日施行
［原文］全国人大常委会关于授权国务院在部分地方开展药品上市许可持有人制度试点和有关问题的决定

© Anderson Mori & Tomotsune

＜インターネット市場＞

**「インターネットサービス取引の健全な発展の促進及びインターネットサービス取引行為の規範化に関する意見」の公開意見募集に関する公告**

［ポイント］ 本意見は、ビジネス情報サービス、生活情報サービス、旅行サービス、法律・コンサルタント等の専門的サービス等のインターネットサービス取引について、その市場の急激な発展と同時に、市場の無秩序化や信義誠実の欠落、虚偽宣伝や不当競争といった違法行為等の問題が生じているため、重点的な監督管理を行う必要があることを強調すると同時に、関連法令の制定が急務であると指摘しており、当該分野に関する立法の活性化が見込まれる。特に、2014 年 3 月より施行されている「インターネット取引管理弁法」はすでにインターネットサービス取引市場の急速な発展に対応できなくなっているとの指摘がされており、近日中にこの弁法の改正又はこれに代替する新法令が制定される可能性が高い。今後の立法の動向が注目される。

2015 年 11 月 10 日公布、意見募集期間 2015 年 11 月 25 日まで

［原文］ 关于《关于促进网络服务交易健康发展规范网络服务交易行为的意见》公开征求意见的公告

＜インターネット市場＞

**国家工商行政管理総局によるインターネット市場監督管理の強化に関する意見**

［ポイント］ 本意見において工商総局は、「依法管網」、「以網管網」、「信用管網」及び「協同管網」の推進を掲げ、電子商取引関連立法の強化、情報技術の駆使、企業の信用情報の公示（重大な違法を犯した企業名の公表など）の活用及び工商行政全体の協同体制の構築により、ネット管理の強化を目指すとしている。より具体的には、ネットショップの実名制の推進、模倣品や虚偽・違法広告の取り締まり強化、12315 番（オンラインのクレーム・通報窓口）の整備等により、消費者利益の保護を強化していく方針としており、同時に、電子商取引商の住所（経営場所）に関する登記要件を緩和して市場参入しやすい環境を整えていくとしている点も注目される。さらに、SNS 電子商取引、クロスボーダー電子商取引、共同購入型クーポン、O2O（Online to Offline）ビジネスモデルなどの最先端のスキームに対する研究を進め、今後重点的に監督管理の法的手段を提示していくとしている。今後の立法の動向が注目される。

2015 年 11 月 6 日公布（工商弁字[2015]183 号）

［原文］ 工商总局关于加强网络市场监管的意见

＜外商投資不動産企業＞

**商務部・外貨管理局による外商投資不動産届出業務の更なる改善に関する通知**

［ポイント］ 外商投資不動産企業の設立・変更については、これまで地方の審査認可機関の認可取得後、商務部への届出が要求されていた。本通知は、当該届出を廃止し、商務部の情報システム上での関連情報の入力による報告で足りるものとした。一方で、商務部は外商投資不動産企業に対する抜き取り調査の実施、ブラックリスト管理の実施についても規定された。

2015 年 11 月 6 日公布、同日施行（商資函[2015]895 号）

［原文］ 商务部 外汇局关于进一步改进外商投资房地产备案工作的通知

＜安全生産検査＞

**国家安全監督管理局による安全生産監督管理におけるランダム抜き取り検査実施方案の公布に関する通知**

［ポイント］ 本通知は、「安全生産法」等に基づく安全監督管理部門の抜き取り検査体制につき規定するものである。具体的には、各地方の安全監督管理部門に対し、抜き取り検査対象リスト、検査項目リストの作成、合理的な比率・頻度の検査の実施等を義務付けるものである。

2015 年 11 月 4 日公布、同日施行（安監総政法[2015]108 号）

［原文］ 国家安全监管总局关于印发推荐安全生产监督检查随机抽查工作实施方案的通知

**◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】**

© Anderson Mori & Tomotsune

# 中国万感

【中国の厄年～「本命年」～】

弁護士　中川　裕茂

もう今年も師走が目前に迫り、早々と年末の過ごし方を考えたりしていると、あらためて年齢を重ねる毎に加速度的に時が早く経つようになったと感じる。今年私は 42 歳であり、厄年であった。今年の正月には神社でしっかりと厄除け守りを買い鞄に忍ばせておいた甲斐もあって、特に厄災なく過ごしてきたが、1ヶ月ほど前に肉離れに。人生初の松葉杖生活を過ごしたが、災厄が肉離れ程度で済んだと思うと案外松葉杖生活も悪くなく、また、中国の人たちが（日本よりも？）優しくしてくれたため楽しく過ごせた。おかげで無事に本厄の年を終えることができそうだ。

しかしここは中国。中国の厄年も考えなければならない。中国で生活する日本人に中国の厄年の法則が適用されるかどうかは、「法の適用に関する通則法」（日本）や「民法通則第 8 章　渉外民事関係の法律適用」（中国）を見てもどこにも規定されていないが、気持ち次第なので、一応調べてみることにした。

日本での厄年は、男性の本厄は 25 才、42 才、61 才、女性の本厄は 19 才、33 才、37 才、61 才である。この年の前後は前厄・後厄がある。その中でも、男性の場合 42 才（死に）、女性は 33 才（散々）を大厄と呼び、最も大きな災厄を受けやすい年とされている。

これに対して、中国の厄年に当たるものは「本命年」という概念であり、自分の生まれた干支の年が厄年になり、不吉な年とされる。つまり男女問わず 12 歳、24 歳、36 歳、48 歳、60 歳、72 歳等が「本命年」となる。干支の年にはその干支の神が天上に行ってしまい、干支の年の人間の面倒を見ないらしい。厄除けとしては、日本では厄除けお守りを身につけ神社で厄除けのお祓いをするが、中国では中国らしく、なるべく赤いものを身につけるらしい。例えば、赤のベルト、赤パンツ、赤シャツ、赤のズボン・スカート、赤ソックスなどである。これらは自分で買うのではなく、人から贈られると効果抜群らしい。周りに本命年の方がおられたら、贈ってみるのもよい。

日本で生活する中国人、中国で生活する日本人は、日本の前厄・後厄の年も考えると、日中の厄年の関係上、人生の半分以上が不吉な年になってしまう。信じるも信じないも人次第だが、厄年・本命年を笑い飛ばして明るく過ごしたいものだ。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

---

本ニュースレターの執筆担当者：

| (東京オフィス) | (北京オフィス) | (上海オフィス) |
|---|---|---|
| 森脇 章 | 中川 裕茂 | 森脇 章 |
| 中川 裕茂 | 横井 傑 | 濱本 浩平 |
| 若林 耕 | 李 加弟 | 唐沢 晃平 |
| 楽 楽 | 李 彬 | 繆 媛媛 |
| 屠 錦寧 | 安 然 | 鄧 翌雲 |
| 呉 暁青 | | |


## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**東京オフィス**

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

**名古屋オフィス**

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

**北京オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処)**

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵便番号 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

**上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)**

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

**シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)**

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

**ホーチミンオフィス(HCMC Office)**

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

**ジャカルタデスク**

c/o Roosdiono & Partners
The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com